

岩手県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第110条第3項の規定により、岩手県議会議員二戸選挙区再選挙を次のとおり行う。

令和2年1月10日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 選挙期日 令和2年1月19日
- 2 選挙すべき議員の数 1人